

『指定介護老人福祉施設』

重要事項説明書

社会福祉法人 清風福祉会
特別養護老人ホーム 恵愛荘

令和6年8月1日

『指定介護老人福祉施設』重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(茨城県指定 第0874300213号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3,4,5」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人	-1-
2. ご利用施設	-2-
3. 居室の概要	-2-
4. 職員の配置状況	-3-
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	-4-
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	-9-
7. 苦情の受付について	-11-
8. 第三者による評価の実施状況	-12-
9. 非常災害時の対策	-12-
10. 事故発生時の対応	-12-
11. 感染症対策	-12-

1. 施設経営法人

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1)法人名 | 社会福祉法人 清風福祉会 |
| (2)法人住所 | 〒306-0515 茨城県坂東市沓掛337番地 |
| (3)TEL/FAX | TEL:0297-44-3320/FAX:0297-44-3324 |
| (4)代表者氏名 | 田中 敏男 |
| (5)設立年月 | 昭和47年6月12日 |

2. ご利用施設

- | | |
|---------------|--|
| (1)施設の種類 | 指定介護老人福祉施設:平成12年4月1日指定
茨城県0874300213号 |
| (2)施設の名称 | 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 恵愛荘 |
| (3)施設の所在地 | |
| (4)TEL/FAX | TEL:0297-44-3320/FAX:0297-44-3324 |
| (5)施設長(管理者)氏名 | 田中 敏男 |
| (6)開設年月 | 平成12年4月1日 |
| (7)入所定員 | 100名 |
| (8)施設の目的 | 社会福祉法人清風福祉会が設置する特別養護老人ホーム恵愛荘(以下施設という)が行う指定介護福祉施設の事業(以下事業所という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従事者が要介護状態にある利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。 |
| (9)運営の方針 | <ol style="list-style-type: none">1. 事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び、療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し常に利用者の立場に立った指定介護福祉施設サービスの提供に努めるものとする。3. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。 |

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています
(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類		室数	備考
1 F	1人部屋(個室)	4室	収納家具、洗面所付
	2人部屋	6室	収納家具、洗面所付
2 F	1人部屋(ショート)	2室	収納家具、洗面所付・・・[平成22年10月20日付変更]
	1人部屋(個室)	14室	収納家具、洗面所付
	2人部屋	10室	収納家具、洗面所付
3 F	4人部屋	2室	収納家具、洗面所付
	1人部屋(ショート)	2室	収納家具、洗面所付・・・[平成22年10月20日付変更]
	1人部屋(個室)	14室	収納家具、洗面所付
	2人部屋	14室	収納家具、洗面所付
静養室		1室	健康相談室(医務室)隣接
浴室		3室	機械浴、特殊浴槽、一般浴、露天風呂
便所		各階	ナースコール設置
健康相談室(医務室)		1室	消毒器、診察台、常備薬、医薬品、材料
食堂		3室	1F:ヘルパーステーション前 2・3F106. 75㎡
リハビリルーム		1室	シットアップベンチ・エアロバイク・トレッドミル・シェイプアップローラー等
廊下幅			片廊下幅:2. 3㎡ (基準:1. 8㎡以上)

*上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

(2) その他の設備

面談室	1. 2. 3F	各 1室	職員と利用者の相談等使用
地域交流スペース	1F	1室	慰問、行事等使用
図書室	1F	1室	職員・実習生等使用
喫茶室(ティールーム)	1F	1室	外来者使用
霊安室	1F	1室	遺体安置

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として下記の職員を配置しています。
 [主な職員の配置状況]* 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	恵愛荘配置	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員又は看護職員	35名以上	35名
3. 生活相談員	(内兼務2名)2名	1名
4. 看護職員	(内看護師2名)3名以上	3名
5. 機能訓練指導員	(非常勤1名)1名	1名
6. 介護支援専門員	(内兼務2名)2名	1名
7. 医師	(非常勤)1名	必要数
8. 栄養士	(内管理栄養士1名)2名	1名

*常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数 週37.5時間で除した数です。

[主な職種の勤務体制]

職種	勤務体制
1. 嘱託医	月・木曜日 13:30~15:30
2. 介護職員	早番: 7:45 ~ 16:15
	日勤: 8:30 ~ 17:00
	遅番: 10:00 ~ 18:30
	夜勤: 16:00 ~ 翌朝 9:00
3. 生活相談員	日勤: 8:30 ~ 17:00
4. 介護支援専門員	日勤: 8:30 ~ 17:00
5. 栄養士	日勤: 8:30 ~ 17:00
6. 看護職員	日勤: 8:30 ~ 17:00
	遅番: 9:00 ~ 17:30
7. 機能訓練指導員	1回/週 14:00~16:00

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)*

以下のサービスについては、居住費・食費を除き原則として介護保険法に定められた介護報酬等の1割又は2割、3割(参照:負担割合証)が利用者の負担額となります。

《サービスの概要》

① 居室の提供

② 食事

- ・管理栄養士が作成した栄養ケア計画に基づき、ご利用者個々の状況に配慮した食事を提供し、それに伴う適切な援助を行います。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

『食事時間』

朝食: 7:45～
昼食: 12:00～
夕食: 17:30～

③ 入浴

- ・1週間あたり2回以上の入浴又は清拭を行います。
- ・座位や立位のとれない方は、機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・日常生活やレクリエーション、行事の実施等を通じ、必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を行います。毎週柔道整復師が来荘しております。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉

(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額(自己負担額)と食事・居室費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払下さい。

(サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

【令和6年8月1日介護報酬改定】

地域区分7級地 (10.14円)

介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金 (従来型個室)	5,972	6,682	7,422	8,132	8,831
(多床室)	5,972	6,682	7,422	8,132	8,831
2. 介護保険から給付される額 (従来型個室)	5,374	6,013	6,679	7,318	7,947
(多床室)	5,374	6,013	6,679	7,318	7,947
3. サービス利用に係る自己負担額* (従来型個室)	598	669	743	814	884
(多床室)	598	669	743	814	884
4. 居室に係る自己負担額	1,231円(従来型個室)		915円(多床室)		
5. 食事に係る自己負担額	1,445円(1日)				
6. 自己負担額合計(3+4+5) (従来型個室)	3,274	3,345	3,419	3,490	3,560
(多床室)	2,958	3,029	3,103	3,174	3,244

* 介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定以上所得者は2割、3割)

上記金額の他に次のような加算があります

<input type="checkbox"/> 初期加算	30単位/日(30日限度)
<input type="checkbox"/> 外泊加算	246単位/日(6日限度)
<input type="checkbox"/> 療養食加算	6単位/回
<input type="checkbox"/> サービス提供加算(Ⅱ)	18単位/日
<input type="checkbox"/> 看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	総単位数の9.0%

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、認定が決定してからお支払いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合又加算の変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。…別紙「恵愛荘料金表」をご覧ください。
(市町村への申請が必要になります。)

その他体制等における加算・減算一覧表

(加算)

□ 看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日	□ 専従の常勤医師を配置している場合	25単位/日
□ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14.0%	□ 精神科医による療養指導月2回以上	5単位/日
□ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数の13.6%	□ 障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	26単位/日
□ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	総単位数の11.3%	□ 障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	41単位/日
□ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	□ 外泊時在宅サービス利用費用	560単位/日
□ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	□ 退所前後訪問相談援助加算	460単位/回
□ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位/日	□ 退所時相談援助加算	400単位/回
□ 夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16単位/日	□ 退所前連携加算	500単位/回
□ 栄養マネジメント強化加算	11単位/日	□ 退所時情報提供加算	250単位/回
□ 安全対策体制加算	20単位/回	□ 退所時栄養情報連携加算	70単位/回
□ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月	□ 再入所栄養連携加算加算	200単位/回
□ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	□ 在宅復帰支援機能加算	10単位/日
□ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	□ 在宅・入所相互利用加算	40単位/日
□ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	□ 配置医師緊急時対応加算:通常勤務外	325単位/回
□ 経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	□ 配置医師緊急時対応加算:早朝、夜間	650単位/回
□ 経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月	□ 配置医師緊急時対応加算:深夜	1,300単位/回
□ 経口移行加算	28単位/日	□ 特別通院送迎加算	594単位/日
□ 自立支援推進加算	280単位/月	□ 協力医療機関連携加算	100単位/月
□ ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/月	□ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月
□ ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月	□ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月
□ 日常生活継続支援加算	36単位/日	□ 新興感染症等施設療養費	240単位/日
□ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	□ 若年性認知症入所者受入加算	120単位/日
□ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	□ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日
□ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位/日	□ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単位/月
□ 個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月	□ 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位/月
□ 個別機能訓練加算(Ⅲ)	20単位/月	□ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日
□ 排泄支援加算(Ⅰ)	10単位/月	□ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日
□ 排泄支援加算(Ⅱ)	15単位/月		
□ 排泄支援加算(Ⅲ)	20単位/月		
□ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	(減算)	
□ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	□ 栄養ケア・マネジメントの未実施	14単位/日
□ 看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日45日前～31日前	72単位/日	□ 安全管理体制未実施	5単位/日
□ 看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日30日前～4日前	144単位/日	□ 夜勤職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位数の97%
□ 看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日前々日～前日	680単位/日	□ 定員超過の場合	所定単位数の70%
□ 看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日	1,280単位/日	□ 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の70%
□ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位/月	□ 身体拘束廃止未実施	所定単位数の10%
□ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	□ 業務継続計画未実施減算	所定単位数の3.0%
		□ 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%

(2) (1)以外のサービス(契約書第4条 第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事

・ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金: 要した費用の実費

②理髪・美容

〔理髪・美容サービス〕

理美容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

	メニュー	
利用料金	カット	2,200円

※なお、施設外でご利用希望の方は、入所時にお申し付け下さい。

※入所当月で、理美容をご希望の方は、別途料金がかかりますので、事務所に
ご相談下さい。(出張料:500円)

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの:上記預貯金通帳と金融機関へ届けた印鑑、年金証書等

○保管管理者:施設長

○出納方法:手続きの概要は以下の通りです

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○通帳管理料金 2,000円/月 (途中入所・退所は日割り計算とします)

④電気代

・居室に個人でテレビ等を設置する方 50円/日

⑤レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金:その都度ご連絡させていただきます。

i) 主なレクリエーションと行事予定

行事とその内容		備考
4月	お花見会・・・桜等の花を観賞する	家族参加できます
5月	端午の節句・・・武者人形の飾り付け	
7月	納涼祭・・・催し物を楽しむ	家族参加できます
9月	敬老会・・・長寿を祝う	家族参加できます
12月	クリスマス会・・・利用者へのプレゼント	家族参加できます
1月	初詣・・・神社でのお参り	
2月	節分・・・豆まき	
3月	ひな祭り・・・ひな人形の飾り付け	

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧することができますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

10円／枚

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当とあるもの(当施設で提供される日用品以外のもの)にかかる費用を負担していただきます。

⑧ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院及び外泊時の移送サービスを行います
但し、協力医療機関の通院等については無料とします。

⑨買物付添・代行に係る費用

個人的な買物の送迎・付添……50円／km

⑩契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金	(従来型個室)	5,972	6,682	7,422	8,132	8,831
	(多床室)	5,972	6,682	7,422	8,132	8,831

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

★. 窓口での現金支払

★. 窓口でのカード支払

★. 下記指定口座への振込み

常陽銀行 猿島支店 (普通預金) 6042562

シャカイフクシホウジン セイフウフクシカイ

社会福祉法人 清風福祉会

ケイアイソウ リジチョウ タナカ トシオ

恵愛荘 理事長 田中 敏男

★. 施設に通帳管理を依頼し金銭管理出納を願う

(4)入院中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

協力医療機関

	ホスピタル坂東
所在地	茨城県坂東市沓掛411
診療科	内科・外科・こころの診療科・皮膚科・歯科等

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了しご契約者様に退所していただくこととなります。

(契約書第15条参照)

- | |
|---|
| <p>①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要支援、要介護1又は2(平成27年3月31日以前から入所の方は除きます。)と判断された場合。但し、特例入所の要件に該当すると認められた場合に限り、施設で行われる入所判定委員会を経て入所の継続が可能となります。</p> <p>②事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</p> <p>③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> <p>⑤ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)</p> <p>⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい)</p> |
|---|

(契約書第16・17条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出る事ができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <p>①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</p> <p>②ご契約者が長期入院された場合</p> <p>③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</p> <p>④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</p> <p>⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</p> |
|---|

(契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3ヶ月越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第20条参照)

当施設に入所中に医療機関への必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等・短期入院の場合

外泊時加算(約246円/日)が外泊等の翌日から1月に6日、月をまたがる場合は最大12日分を上限として加算されます。
なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に使わせていただくことに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

②3ヶ月以内に退院が見込まれる場合

3ヶ月以内に退院が見込まれる場合は契約を継続することが出来ます。
但し医療機関からの退院許可があった場合でも当施設での介護、看護が十分確保出来ない状況から困難と認められた場合は、契約の解除をお願いする場合があります。当施設での介護、看護が可能になられた場合で、退院許可後希望される場合は、できるだけ速やかに入所して頂けるように配慮いたします。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
当施設での介護、看護が可能になられた場合で、再入所を希望される場合は入所して頂けるように配慮いたします。

円滑な退所のための援助 (契約書第19条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人及び残置物引き取人について(契約書第22条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)は、ご契約者自身又は、身元引受人に引き取っていただくこととなります。しかし、何らかの事情により引き取れない場合に備えて「残置物引取り人」を定めて頂きます。

契約終了後、残置物の処分を希望される場合、処分費用を申し受けます。
(原則3,000円ですが、大型ゴミの場合別途追加費用をご負担いただきます。)

※入所契約締結時に残置物引取り人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について (契約書第25条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付ます。

- 苦情受付窓口(担当者)
[職名] 生活相談員

○受付時間 毎週月曜日 ~ 金曜日
8:30 ~ 17:00

また、苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

第三者委員	
弁護士 市川 奨	TEL 0297-44-5481
評議員 井上 徹男	TEL 0297-44-3471
茨城県国保連合会苦情・相談窓口	所在地 茨城県水戸市笠原町978-26
	TEL 029-301-1565
	FAX 029-301-1579
茨城県社会福祉協議会	所在地 茨城県水戸市千波町1918
	TEL 029-241-1133
	FAX 029-241-1434
坂東市役所 保健福祉部介護福祉課	所在地 茨城県坂東市岩井4365番地
	TEL 0297-35-2121、0280-88-0111
	TEL 0297-21-2210

常総市役所 保健福祉部高齢福祉課	所在地 茨城県常総市水海道諏訪町3222-3 TEL 0297-23-2111 FAX 0297-20-1900
境町役場 福祉部介護福祉課	所在地 茨城県猿島郡境町391番地1 TEL 0280-81-1323
八千代町役場 長寿支援課介護保険係	所在地 茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170 TEL 0296-48-1111
古河市役所 健康福祉部介護保険課	所在地 茨城県古河市駒羽根11501 TEL 0280-92-4921 FAX 0280-92-5594

9. 第三者による評価の実施状況 なし

10. 非常災害時の対策

当施設は消防法の規定に基づき、火災報知器、屋内消火栓、スプリンクラー・119番自動通報装置等が設置されている他、避難口、滑り台等が確保されています。また、防災委員会を組織し防災訓練計画をたて、消防・防災訓練、避難誘導訓練を実施しています。ご利用者の皆様にも参加をお願いしておりますので、ご協力をお願い致します。

また、計画の概要を施設に掲示するとともに、地域との連携に努めます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、すみやかにご家族・市町村及び関係諸機関等への連絡など必要な措置を行うとともに、ご契約者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。

また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、再発防止策を講じます。

損害賠償について(契約書第5章参照)

当施設は、万一の事故の発生に備え賠償責任保険に加入しています。

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に語彙又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合には、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

12. 感染症対策

感染症対策委員会を3ヶ月に1回以上あるいは必要時に開催します。

感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議・検討し、感染源の隔絶、除去及び感染経路の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 指定介護老人福祉施設 恵愛荘
生活相談員 張替 裕生 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

【契約者】 住所
氏名 印

【代理人(家族)】 住所
氏名 印

【重要事項説明書付属文書】

1. 施設の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 3階建
(平成16年2月19日竣工式) |
| (2) 建物の延べ床面積 | 5597.30㎡ |
| (3) 併設事業 | 短期入所生活介護
平成12年4月1日指定
茨城県第0874300213号
定員 4名 |

2. 職員体制

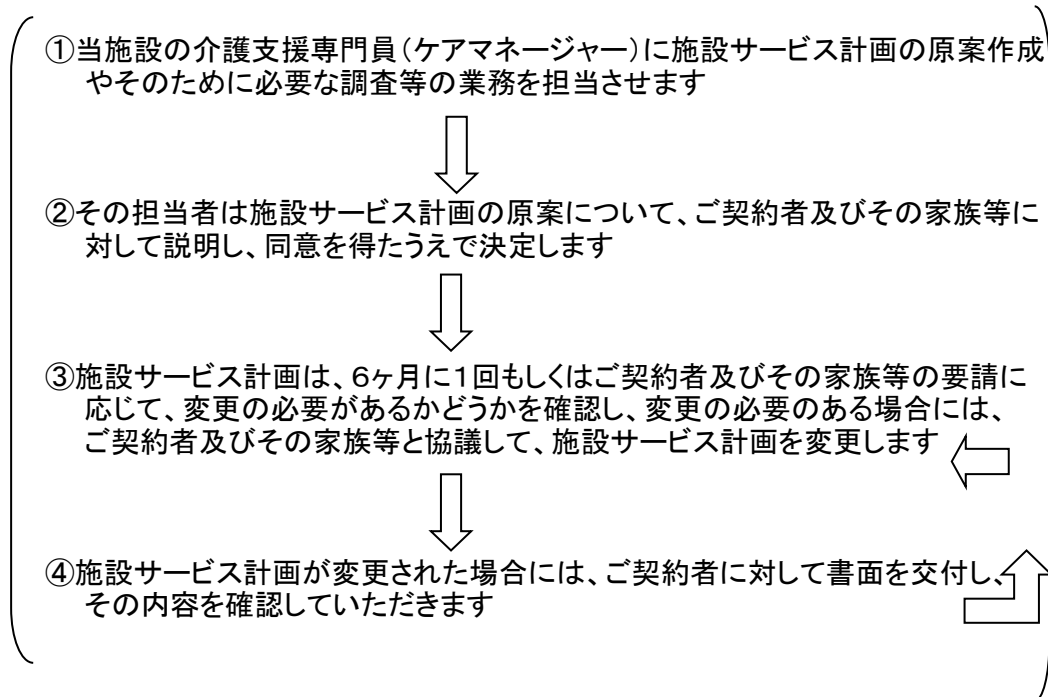
(職務の内容)

介護職員 (ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。)
生活相談員 ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜 生活支援を行います。
看護職員 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
介護支援 専門員 ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
嘱託医 ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(契約書第2条)参照

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画・栄養ケア計画(ケアプラン)」に定めます。「施設サービス計画・栄養ケア計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

(契約書第9条)参照

当施設は、ご契約者に対しサービス提供するにあたって次の事を守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえご契約者から聴取、確認します
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管すると共にご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為をおこないません
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または職員はサービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません(守秘義務)
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等情報を提供します
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって施設に入所されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 持ち込みの制限
入所にあたり、以下のものは原則として持ち込む事ができません
○酒、タバコ(購入所持について施設で管理させていただきます)
○油、マッチ、ライター等の可燃物
○包丁、ナイフ、カッターその他刃物に類する危険なもの
○医師に指示された以外の薬品
- (2) 面会
面会時間: 午前10:00～午後5:00
* 来荘者は、必ず面会記入用紙を記入して下さい。
* 食べ物を持ち込む時は必ず職員に届出下さい。
- (3) 入院・外泊(契約書第23条参照)
外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。
入院または外泊をされた場合には、外泊等の翌日から1月に6日月をまたがる場合は、最大12日分を上限として加算させていただきます。
なお、外泊期間中、1日につき246円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。
- (4) 食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。
- (5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10・11条参照)
○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
○故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合にはご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
○当施設の職員や他の入所者に対し迷惑を及ぼすような、宗教活動政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (6) 喫煙
施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

